

令和元年6月4日現在

機関番号：12613

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K16857

研究課題名（和文）旧体制末期パリの『悪しき言説』への取り組みに見るポリスの実践とその変容

研究課題名（英文）The Politics on the "mauvais discours" by the Parisian Police and its Transformation at the end of the Ancient Regime

研究代表者

松本 礼子 (MATSUMOTO, REIKO)

一橋大学・大学院経済学研究科・特任講師

研究者番号：60732328

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：旧体制末期における反王権的な言動、「悪しき言説」をめぐるパリのポリスの対応の展開に焦点をあて、旧体制末期の政治文化の変容をより包括的に解明することに取り組んだ。その結果、批判精神自体が政治的に許容されうるとの認識が、被疑者側とポリス側に共有されており、それが「悪しき言説」が原因とされる事件そのものの減少に反映されている可能性が確認された。一方で、ポリス文書に残された被疑者の主張を分析することにより、従来の社会史の課題であった権力の受容の問題に光を当てることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、従来の世論研究では扱われてこなかった「悪しき言説」を取り扱うことで、思想家や知的エリートではない、より広い社会層の抱いた権力観、社会像を描き出すことが出来た。また、それらを取り締まるポリス側からも考察したことによって、権力側の王権批判に対する認識と実践の変容も明らかにすることが出来た。本研究は、すでに厚い研究蓄積のあるこの研究分野に新知見を提供するとともに、旧体制末期の政治文化の変容をより包括的に検証することを可能にしたと言える。

研究成果の概要（英文）：This research attempts to reveal the popular political culture of the Ancient Regime on the eve of the French Revolution, by focusing on the politics of the Parisian Police on the "mauvais discours", act and speech against the king and the government. By analysing its transformation, it turns out to be clear that the critical mind could no longer be politically "wrong" for both of them, the police and the arrested. It may well be said that this new idea provoked a great decrease in the number of "mauvais discours" crimes. At the same time, by examining opinions of the arrested through the police archives, this study sheds light on a difficult question of how the governed appreciated the authority, which remains one of the important problems in the Social History.

研究分野：フランス近世史

キーワード：近世 絶対王政 フランス ポリス パリ 18世紀

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

フランス旧体制研究において、18世紀後半から顕著となる「世論」の台頭が絶対王政下の権力行使のあり方に変容をもたらした点については、国内外で比較的厚い研究蓄積がある。ただし、そこで描かれる「世論」は、自由主義的貴族やブルジョワ等のエリートが主体となる新たな社会的結合関係によって生み出された「市民的公共圏」が担ったものとされ、いわゆる「民衆層」はその埒外に置かれてきた。だが、実際には「世論」の担い手を実存のレベルで確定することは難しく、1750年代以来、宗教と租税をめぐる激しさを増す王権と高等法院の論争では、双方が自らの正当性を広く「民衆層」を含めたパリ住民にアピールし、支持獲得のために奔走していく。王権の「世論」獲得戦略において、啓蒙エリートのみならず、一般のパリ住民の「意見」ひいては噂や批判といった反王権的な言動（「悪しき言説」）の監視や取り締まりも重要な役割を占めており、多額の予算と人員が割り当てられていたことも解明されてきたが、先行研究は非常に手薄である。わが国においても、啓蒙期における「世論」研究が盛んに行われ、そのレベルもかなりの水準に達してはいるが、この欠落は無視できないものであった。言い換えれば、「悪しき言説」は、18世紀後半の政治文化の変容を包括的に捉えるうえで欠かせない分析視点なのである。この不足を補っていくことは、学問的な国際貢献という点でも極めて重要になると考えられた。

研究代表者は、博士論文執筆段階以来、一貫して18世紀における「悪しき言説」に着目し、その社会的・文化的な意義を解明してきた。「18世紀半ばに増加した」「国王のイメージが悪化した」という単なる現象論にとどまらず、実際に逮捕された被疑者らの尋問、証言、弁明を細かく検討してきた。この過程では、出自ではなく個人の能力や功績に立脚した「社会的有用性」や「メリトクラシー」といった、一般的に啓蒙思想の特徴とされる概念の萌芽が、いわゆる「民衆層」の人々の主張のなかに認められることを確認した。研究代表者は同時に、こうした言説を取り締まる側である「ポリス」との双方向的な関係性のなかで考察し、「悪しき言説」の監視や弾圧のプロセスを明らかにし、都市統治の実践の諸相にも着目してきた。その結果、ポリス側は王権に対する批判を「狂人」の所作と位置付けることで収束を図ろうとしていたことが明らかとなった。同時に、従来は司法の補助的機構として理解されてきたポリスは、法の規範性に縛られ事後対応を主とする裁判機構とは異なり、社会に生じる亀裂をその都度修復、または予防するために迅速かつ柔軟な処置を行うことを特質としており、そこでは情報を収集・分類・運用するための様々な技術が模索され、実用化されていたことも確認された。

しかし本研究開始以前は、ルイ15世の親政期（1774年まで）を中心とする分析に留まっていた。その後、自由主義の台頭により、都市統治一般におけるポリスの過剰な介入が主として批判され、ポリスのあり方そのものが議論の俎上に載せられることになるが、こうした議論はポリスを変容させ、「悪しき言説」への対応にも影響を与えたと推察された。そのため、フランス革命を導いたとされる「市民」の権利意識や批判精神の台頭を考えるには、それまでに研究代表者が行ってきたポリスとの相関関係での「悪しき言説」研究の時期的射程をのばすことが必要になると考えられた。

2. 研究の目的

本研究は18世紀後半からフランス革命（1789年）直前の「民衆層」を含めたパリ住民による反王権的言動（「悪しき言説」）に着目し、都市統治一般を意味するとともに秩序維持を担っていたパリの「ポリス」との双方向的な関係においてそれらを考察し、従来の「世論」研究では捉えきれない旧体制末期の政治文化の変容をより包括的に解明することが目的であった。既存の権力行使のあり方に対する「民衆層」による異議申し立てが顕著となる当該時期において、「悪しき言説」へのポリスの対応がいかなる展開をみせるのかを解明し、旧体制末期の社会および文化の理解に新たな視座を提供することを目標とした。

3. 研究の方法

本研究は主として、以下の三段階の研究計画に沿って進められた。

(1) 18世紀後半、特に1770年代後半以降に「悪しき言説」とみなされた事例の総合的把握

フランス国立図書館・アルスナル分館所蔵の史料から、主として1770年代以降に「バステューユ牢獄（封印王状の執行によって政治犯などを多く収監）」に投獄された者の具体的な逮捕理由とその処遇（釈放・追放・処刑等）を網羅的に把握し、当該時期の「悪しき言説」の位置づけを明らかにした上で、政治・社会的文脈との関連でのその特徴や傾向を理解することにつとめた。

(2) ポリスの「悪しき言説」をめぐる政策の解明

「悪しき言説」の取り締まりに関する歴史的コンテキストを把握するため、この時期にポリスがどのようなものとして想定されていたのか、その政策や理念全般の動向を、主として18世紀に編纂されたポリス論から明らかにすることにした。具体的にはルイ15世亡き後の1774年から革命前夜までパリ警視總監の座にあったルノワールの覚書（*Mémoire de L. -C. -P. Lenoir, ancien lieutenant général de police de Paris, dans Un policier des Lumières* par V. Milliot, Paris, 2011）を精読し、研究代表者がそれまでに行ってきた18世紀のポリス論に関連づけ、そ

の政策の変容を分析した。

(3) 個別事例におけるポリスの取り組み、実践の解明

上記(1)(2)の成果を踏まえ、「悪しき言説」の個別事例をタイプ別に分類したうえで、各事例の比較分析を行った。各事例におけるポリスの対応のなかに政策理念が反映されているのかがどうか検証すると同時に、それらに共通する実践を明らかにし、1770年代以前との比較で、その実践の変化の有無とその意義を検証した。

4. 研究成果

本研究の成果は以下の三点にまとめられる。

(1) ポリス側による「悪しき言説」への対応、実践の変容

まずは、18世紀後半に「悪しき言説」とみなされた事例の全体像を把握するために、フランス国立図書館・アルスナル分館所蔵の「バステーユ文書」コレクションを網羅的に調査した。その結果、18世紀後半、特に1770年代以降は「悪しき言説」が原因と思われる逮捕、投獄がそれ以前と比較して顕著に減少していることが判明した。また、王権批判はポリス側によって「狂気の沙汰」として処理される傾向があったことは研究代表者が本研究以前に明らかにした点であるが、1760年代後半から反王権的言動に対するそうした認識枠組みが揺らぎ始めていることが確認された。例えば、国王ルイ15世とその愛人ポンパドゥール夫人に対する陰謀の情報を入手したとして、大臣らに書簡を送り、国王との謁見を執拗に要請したパリの製菓職人ポーケの事例では、ポリス側は彼の主張のなかに「知性」の存在を認めざるを得ず、単なる狂人の戯言として片付けることが困難になっている様子を垣間見ることができた。また、1768年の食糧飢饉の際に、財務総監を初めとした政府の要人や国王を批判した法律家ル・プレヴォ・ド・ヴォーモンの事件を詳細に分析することで、1770年代以降は王権批判とそれにまつわる執筆活動を投獄・監禁の理由とすること自体にポリス側が正当性を見いだせなくなっていることが明らかとなった。司法手続きを経ずに特定の人物の即時逮捕、投獄、追放等を可能にしていた国王の「封印王状」そのものが「恣意的」だとして厳しい批判的的となっていくのと軌を一にして、1770年代以降は反王権的言動がもはや「悪しき言説」であることをやめ、発言を行う側にとっても、権力側にとっても批判精神自体が政治的に許容されうるといった認識が共有されており、それが「悪しき言説」が原因とされる事件そのものの減少に反映されている可能性が確認された。

(2) 絶対王政を支える理論の受容の問題

反王権的言動にまつわる犯罪とみなされた事件のうち、1760年代に展開した七年戦争を背景に生じた無名の市民による外国との内通にかかわるふたつの事件を分析し、その結果、18世紀後半において、絶対王政下における権力行使や社会のあり方をめぐってせめぎ合う認識や論理とその意味を、被疑者側とポリス側の双方の視点から明らかにすることができた。両事件において、被疑者はふたりとも自分の才能や能力が既存の権力からは正当に評価されていないという不満から、戦時中にもかかわらず、フランスの敵国であるプロイセン等に新天地を求めた。

両事件の分析が明らかにするのは以下の二点である。第一に、意見の表明が自己の正当な権利だという被疑者側の意識はもちろんのこと、ポリス側の事件担当者の認識においても、意見の表明はかならずしも身分に規定されるものではなく、むしろそれは知性や能力との関連が重視されていたという点である。第二に、被疑者側の弁明からは啓蒙時代の特徴のひとつである社会に対する「有用性」の重視や個人の功績による社会的上昇への渴望が垣間見られたが、同時に極めて古典的なパトロン・クライアント的発想も依然存在しており、自国への奉仕や貢献を求める重商主義的認識に基づくポリス側とは異なり、自国への帰属意識が希薄であったことである。

さらに、上述のル・プレヴォ・ド・ヴォーモンの事件の分析からも、無名の一市民の抱く社会観、権力観を明らかにすることができた。フランス革命勃発までの22年間の獄中生活のなかでル・プレヴォは多数の覚書、批判文書を作成するが、これらの分析によって国王への眼差しや、財政や司法にかかわる既存のシステムのあり方に対する見解を明らかにし、それらが時間の経過と共にいかに変容していたのか示すことができた。

絶対王政期の権力側にとって統治を正当化するイデオロギーや、それを可視化する象徴のシステムが重要であったことはよく知られている。だが、それを受け止める臣民側がそれらメッセージをいかに理解し、吸収したのか具体的に知ることは難しく、受容の問題は社会史が抱える課題であるといえるが、本研究はこうした課題に踏み込むものとなったと言えるだろう。

(3) ポリスの実践と統治構造の関連

本研究では旧体制末期に執筆されたポリス論の分析から、反王権的言動一般の位置づけを確認するという手法を採っていたが、ここから本研究の当初の目的とは異なるものの、絶対王政を理解する上で極めて重要な視点を獲得することが出来た。具体的には、絶対王政という団体的・身分的原理で構成される社会におけるポリスの実践の意義、役割である。絶対王政期のフランスは、多様な社会的結合関係に基づく社会集団が王権によって法的な地位を付与されるこ

とで、その支配秩序のなかに「社団(身分)」として位置づけられる、という構造をもち(社団的編成) それを君主の権威によって理念的に支えることが重要だったのだが、18世紀後半のフランスは、絶対王政の統治を支えるイデオロギーが社会の様々なレベルで揺らいでいくのと同時に、社会集団の分化・多様化も一層すすみ、社団的編成の綻びが顕著になる。同業組合をもたない、あるいは、本来は違法でありながらも実態としては一種の職業団体を形成していた人々というのは、絶対王政期の基本的な社会構造から逸脱した集団だったわけであるが、これら周縁の集団と現場で直接に接触する権力がポリスである。したがって、社団的編成を前提としつつも、伝統的統治が理念的にも実体的にも解体しつつあった社会において、多様化し流動化する社会集団をポリスはいかに社会内部に包摂、あるいは排除したのか解明することは、絶対王政を理解するうえで非常に重要な視点となるわけだが、これは本研究におけるポリス論の分析のなかから浮かび上がった課題であり、今後一層の解明に努めたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2 件)

松本礼子「18世紀後半における絶対王政の秩序と身分をめぐる認識-『悪しき言説』へのパリのポリスの対応から」『一橋社会科学』査読有、第8巻、2016年、17~36ページ、DOI: 10.15057/27997

松本礼子(翻訳)カトリーヌ・ドニ著「伝統と近代の間で-18世紀ブリュッセルにおけるポリスの変容」『都市史研究』査読有、第2号、2015年、1~23ページ

〔学会発表〕(計 3 件)

松本礼子「ジュニアセッション 司会」JSPS-CNRS 日仏二国間セミナー「身分制社会における身分と周縁 16~19世紀における日本とフランス」、2017年

松本礼子「18世紀パリにおける街区の把握と可視化-捜査官の報告書の分析から」社会経済史学会第86回全国大会、2017年

松本礼子「『飢餓の契約』-統治の技法をめぐる無名の一市民の構想」基盤研究C「近代フランスにおける社会構想の複数性と『革命』」共同研究会、2017年

〔図書〕(計 2 件)

森宜人・石井健編『地域と歴史学-その担い手と実践』晃洋書房、2017年、278ページ(松本礼子担当箇所:133~157ページ)

歴史学研究会編『歴史学と、出会う-41人の読書経験から』青木書店、2015年、276ページ(松本礼子担当箇所:172~177ページ)

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。